

香川県国民健康保険運営方針の骨子案について(案)

1 基本的な考え方

(1) 趣旨

- 国民健康保険においては、小規模保険者の存在などの財政運営上の構造的な課題や、事務処理の実施方法のばらつき等の事業運営上の課題があるため、平成30年度以降、国民健康保険制度の安定化を図るため、国民健康保険への財政支援を拡充するほか、都道府県が、国民健康保険の財政運営の責任主体として、事業運営において中心的な役割を担うこととされている。
- 新制度において、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされている。
- 一方、都道府県は、財政運営の責任主体として、年齢調整後の医療費水準や所得水準をもとに市町ごとの納付金の配分を決定するほか、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、統一的な運営方針としての国保運営方針を定めることとされている。
- 国民健康保険運営方針は、新制度において、県と県内の各市町が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険料率の決定、保険料の賦課・徴収、保健事業その他の保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町が事業の広域化や効率化を推進するために必要な事項を定めるもの。

(2) 対象期間

- 平成30年度から平成35年度まで

(3) 根拠規定

- 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第7条
- 同法第4条（平成30年4月1日施行）による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2

2 主な記載事項

(1) 国民健康保険の財政

- 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

(2) 保険料（税）

- 市町における保険料（税）の標準的な算定方法（標準的な算定方式、標準的な収納率、激変緩和措置など）
- 市町における保険料（税）の徴収の適正な実施（収納率の目標、収納対策の取組など）

(3) 保険給付

- 市町における保険給付の適正な実施（レセプト点検の充実強化、療養費の支給の適正化など）
- 医療費の適正化の取組（特定健診・特定保健指導の推進、後発医薬品の利用促進など）

(4) その他

- 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進
- 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携
- 関係市町相互間の連絡調整等